

第2回 社会情勢の変化等を踏まえた下水道事業の持続性向上に関する検討会 議事要旨

1 開催日時等

- 開催日時：平成30年11月9日（金） 14：00～16：00
- 場 所：経済産業省 別館10階 1031各省庁共用会議室
- 出席者：（委 員）花木座長、井出委員、田口委員、斎野委員（代理）、
佐藤委員（代理オブザーバー）
(事務局) 植松下水道事業課長、堂薗企画専門官、水橋課長補佐他

2 議題

- (1) 下水道事業の最近の動向
- (2) 第1回検討会における委員意見について
- (3) とりまとめ案について
- (4) その他

3 配付資料

- (資料1) 下水道事業の最近の動向
- (資料2) 第1回検討会の議事要旨
- (資料3) 報告書の骨子（案）

4 概要

- (1) 事務局より資料1～3について説明。
- (2) 出席者からの主な意見
 - 資料1のP.9で示すような緊急点検は重要と考える。古い設備は低い箇所に設置されているケースが多いが、新しい設備は浸水しない高い箇所に設置されるケースが多い。電気設備が浸水しない対策は非常に重要であると理解できるが、高所への再設置は非常に労力と費用がかかるのではないか。
 - ハザードマップについて、測量ミスで浸水の被害結果が変わってしまった事例がある。ハザードマップ作成にあたり、正確な情報を伝えること、過去の情報からの被害予測等であり結果が確実でない可能性があることを受け手に周知していく必要がある。絶対に大丈夫といった見せ方、伝え方は語弊があると考えている。
 - 市で想定したハザードマップと実際の浸水結果が異なることがある。ハザード、リスクの伝え方、共有の方法を考えていく必要がある。
 - 資料3のP.13の低コスト技術や新技術を最近色々なメーカーの宣伝等でよく目にするが、素人ではどれが良いか難しく判断できない。またイニシャルコストは低いが、ランニングコストが高い事例もある。これについては、ストックマネジメントの視点で検討、評価して導入の可否を判断していく必要がある。持続可能性について、建設や維持管理を担う、建設工事者、電気工事者等の企業の話が盛り込まれていない。特に電気工事者が少ないと聞いている。実際、工事を発注する際に、請け負える業者、請け負える技術力を有している業者がいないと実現性も低くなる。持続性を検討する場合には、作り手、技術者のことも考えていかないといけない。
 - 資料3のP.13以降の（4）下水道事業の持続・成長の中に、質の管理、例えば技術の質の管理、施設の質の管理を入れる必要はある。
 - 地域によっては10年でも概成できない可能性が高い。未普及地域の早期解消への意識が低

い市町村に対して普及を促進させる施策も必要でないか。

- 接続率があがれば、料金収入があがる旨の記載があるとよい。10%接続率があがれば、それだけ収入が増加する説明が意識づけの点でも必要ではないか。
- 維持管理の件で、資料3のP.13水環境の向上の中に、高度処理に関する内容がある。問題提起はあるが、P.14以降に解決のための施策がない。省エネはあるが。入れるべきではないか。質の向上の一環として挙げても良いのではないか。
- 全体的に違和感がないが、最後の「適切な下水道使用料確保」について、適切な使用料とは何なのか定義が難しい。一律に考えてしまえば、大都市では大黒字になる可能性もある。単に赤字にならない、基準外繰入金を無くすということであれば自治体間の料金差が大きくなり、それはナショナルミニマムとしてどうかとも思う。自治体の枠を超えて、流域の中で料金を決めるという考え方もあるかもしれないし。
- 料金の定義は法律にある。ある市では使用料の余剰金を基金として積み立てている。考え方として、将来の改築費等に使用するため貯めておくというものである。法律的には適正料金設定の範疇であり、違法ではないが、世代間不公平は議論になっている。仮に使用料が2万円となった場合、そのような非現実的な使用料は支払う市民がいなくなり、ビジネスとして破たんする。ある程度長期的な目標を設定し、その目標に向けて段階的に向上させていく取り組みが現実的で良いのではないか。2年ごとに料金を見直すルールを設けている自治体もある。その他の自治体では、今まで料金改定をしておらず、一度に20%あげた例もある。
- 「適切な使用料」と一言で終わらせると各自治体での検討等が先に進まないので、試算結果等を合わせて示さないとならない。
- 施設の建設、維持は、地元の企業が担っている。技術者が減少していく中で、地元の企業が安心して、雇用が確保できる環境が必要。今まで施設の共同化を主に検討してきたが、今後、施設維持管理の広域化を検討しているところである。地元の企業をフォローする取り組みを考えている。企業が持続的に下水道事業に参加できるよう、担い手の確保の観点で安心感を与えられる仕組みが必要である。